

令和8年度宮城県半導体国際展示会出展支援業務 企画提案募集要領

この要領は、令和8年度宮城県半導体国際展示会出展支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 業務名

令和8年度宮城県半導体国際展示会出展支援業務

(2) 事業目的

新型コロナウイルスやカーボンニュートラルに向けた動きなどを背景に、急速にデジタル化が進展しており、その基幹部品である半導体を確保することが安全保障上の観点からも極めて重要になっている。このような認識の下、日本政府は、2021年6月に「半導体・デジタル産業戦略」を策定し、国内半導体基盤の強化を図るとともに、半導体関連海外企業の国内誘致を精力的に推進する方針を示した。また、本県においても、半導体関連産業の振興に向けた基本的な取組方針である「みやぎ半導体産業振興ビジョン」を策定する等、半導体関連産業への参入の機運が高まっているところである。

県は仙台市と共同して、本事業により、半導体関連産業への参入を希望する県内企業に対して、国際的業界団体が主催する「SEMICON Taiwan」への出展を支援することにより、台湾の半導体デバイスメーカーをはじめとした海外企業に対して技術力をPRする場、商談機会創出の場を提供し、協業・連携を促進することを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで

(4) 事業費（委託上限額）

13,551,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は本事業に係る予算規模を示したものであり、契約時の予定価格を示すものではない

2 応募資格

(1) プロポーザルへの参加を申し込む者は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 本業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。

ウ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号（別表1）に規定する措置要件に該当しない者。

キ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。

ク 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。

ケ 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有するほか、対象市場における活動拠点（再委託も可とする）を有し、本業務を的確に遂行する能力を有する者。

コ 対象市場の拠点も含め、日本語でのコミュニケーションを円滑に図れる者。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)のAからKを満たさなければならない。県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこととする。その場合においては、本事業全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載した「再委託先事業者一覧表」（様式第5号）を提出し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

3 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手までの予定は下表のとおりである。

企画提案の募集開始	令和8年3月23日（月）
質問受付	令和8年3月23日（月）から 令和8年3月27日（金）午後5時まで
質問への回答	令和8年4月1日（水）までに順次回答
企画提案書の提出期限	令和8年4月10日（金）午後5時必着
企画提案書の書面審査 （応募者が概ね3者を超えた場合に限り）	提出期限後、速やかに実施
書面審査の結果通知 （応募者が概ね3者を超えた場合に限り）	令和8年4月14日（火）
プレゼンテーション審査に係る連絡 （日時、場所、注意事項など）	令和8年4月14日（火）（予定）
企画提案書のプレゼンテーション審査 （宮城県行政庁舎内で開催）	令和8年4月16日（木）（予定）
審査結果の通知	令和8年4月中旬

見積合わせ、契約の締結	令和8年5月上旬
業務開始	令和8年5月中旬
委託契約終了	令和9年3月10日（水）まで

4 企画提案に関する質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年3月23日（月）から3月27日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

企画提案に係る質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

なお、電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

<質問書提出先> shinsank@pref.miyagi.lg.jp

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 高度電子機械産業振興班

※メールの件名を「令和8年度宮城県半導体国際展示会出展支援業務に係る質問書」とすること

(3) 回答方法

令和8年4月1日（水）までに、宮城県経済商工観光部新産業振興課のホームページに回答を順次掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第2号）

イ 企画提案書（A4横版・横書き・日本語20ページ以内（表紙及び目次は含まない。）

ウ 参考見積書（任意様式）

エ 応募資格に係る宣誓書（様式第3号）

オ 類似業務の実績（該当する場合のみ）

カ 登記事項証明書（提出日から遡って3か月以内に発行されたもの）

キ 宮城県の納税証明書（提出日から遡って3か月以内に発行されたもの）

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日から遡って3か月以内に発行されたもの）

※カからクについては、令和8年4月1日時点における宮城県入札参加資格承認者名簿に登録がない場合のみの提出とする。提出は複写したもので差し支えない。

(2) 提出方法

ア 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時必着

イ 提出方法

電子申請システム（LoGo フォーム）により提出すること。

ウ 提出先

令和8年度宮城県半導体国際展示会出展支援業務に係る企画提案募集フォーム

<https://logoform.jp/form/GQGB/1495736>

(3) 留意事項

- ア 企画提案は1者につき1案とする。
- イ 提出された書類の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ウ 審査は提出された企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき行うが、企画提案書類の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。
- エ 企画提案の提出に係る全ての経費は、応募者の負担とする。
- オ 提出した企画提案を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。ただし、取下願を提出した場合、再度の企画提案は認めない。
- カ 提出された企画提案書類は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので留意すること。

6 提出物への記載事項等

(1) 企画提案書の構成

- ア 表紙
業務名、事業者名、所在地、代表者、担当者（所属・氏名）及び担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載すること。
- イ 目次
本文の項目及びページ番号を記載すること。
- ウ 提案事業者の概要
 - (ア) 提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
 - (イ) 国又は地方公共団体の業務委託先等実績（特に当該事業に類似したもの。）
- エ 企画提案を求める内容
 - (ア) ブースの構成等（ブースレイアウト、機能性、出展企業の展示の視認性）
 - (イ) ブースの装飾（デザイン、差別化、アピールポイント）
 - (ウ) 現地出展支援について
- オ 業務の全体計画
上記を踏まえ、業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）及び業務スケジュールを記載すること。なお、本業務に係るおおまかな想定スケジュールは別添「想定スケジュール」を確認すること。
- カ 業務の実施体制及び効率性
業務責任者、業務担当者、業務運営体制等を記載すること。

(2) 参考見積書（任意様式）

- ア 本業務に係る一切の経費は全て計上すること。
- イ 仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ウ 参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

(3) 類似業務の実績（該当する場合のみ）

- ア 官民を問わず、これまで実施した代表的な類似業務が分かる資料があれば提出すること。
- イ 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な業務があれば提出すること。

7 企画提案の審査及び業務委託候補者の選定

(1) 評価・選定の体制

- ア 企画提案は、県が設置する選定委員会において、評価基準（別表2）に基づき審査する。
- イ 業務委託候補者の選定に当たっては、最高順位最多取得方式により、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を選定する。
- ウ イにより1位を同数取得した応募者が複数いる場合には、各委員の点数を単純に合算し、その合計点が最も高い応募者を業務委託候補者として選定する。ただし、合計点が同点の応募者が複数いる場合は、委員の協議によって業務委託候補者を選定する。
- エ イ及びウの規定に関わらず、合計点が6割に満たなかった場合は、優秀な企画がなかったものとみなし、再度、企画提案を募集する。
- オ 応募者が概ね3者を超える場合、選定委員会において企画提案書による書面審査を実施し、上位者のみによるプレゼンテーション審査を行うことがある。
- カ 応募者が1者のみであった場合は、合計点が6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

(2) 書面審査

- ア 実施日時
提出期限後、速やかに実施する。
- イ 実施方法
企画提案書により、評価基準（別表2）に基づいて審査し、上位3者を選定する。
- ウ 結果通知
令和8年4月14日（火）（予定）までに、全ての応募者に審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

- ア 日時
令和8年4月16日（木）（予定）に実施する。時間の詳細は、応募者に別途通知する。
- イ 場所
宮城県行政庁舎内で実施する。場所の詳細は、応募者に別途通知する。

ウ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。
- (イ) 1者当たりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- (ウ) 事前に提出された企画提案書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- (エ) 当日の新たな資料配付は、企画提案書類の差し替えや変更にあらず、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。配布する場合は5部持参すること。
- (オ) 会場には、プロジェクト又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参してプレゼンテーションを実施してもよい。

(4) 審査結果の通知および公表

審査結果は、応募者全員に文書により通知する。また、「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る以下の事項を公表する。

- ア 応募者の名称
- イ 選定された候補者の名称と得点
- ウ 他の応募者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない）
- エ 選定委員名

(5) 業務委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取消し、評価順位が次点の者を業務委託候補者とする。

- ア 業務委託候補者が辞退した場合
- イ 委託契約を締結するまでの間に、2の応募資格を有しないことが判明した場合

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
- (3) 本募集要領等に従っていない場合。
- (4) 同一の応募者が、2件以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。
- (6) その他、応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

(2) 仕様の決定

委託する仕様の内容は、仕様書及び企画提案の内容を踏まえ、県と業務委託候補者とで協議の上、決定する。

(3) 見積合わせの実施

県は、業務委託候補者と、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

(4) 契約保証金

業務委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(5) その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、第三者に漏えいしてはならない。

10 その他必要な事項

- (1) 本事業により得られた成果は、全て県及び仙台市に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (3) 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募を実施する場合がある。なお、再度公募を実施するに当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。
- (4) 本提案募集の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (5) 本事業について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

11 問合せ先

宮城県経済商工観光部新産業振興課 高度電子機械産業振興班

電話 022-211-2715

メール shinsank@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階）

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

※使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表2) 評価基準

	評価基準	配点
業務体制	・業務を遂行する上で十分な体制であるか。	10
全体計画	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10
業務実績	・過去に、本業務と類似の受注実績があるか。	10
支援内容	・ブースの構成は出展企業の展示内容が通路から認識しやすく、商談を行いやすいレイアウトとなっているか。 ・ブースのデザインは宮城県ブースとして県・仙台市・出展企業の一体感が形成されており、他社と差別化できるものとなっているか。	30
	・現地出展支援の内容は適切か。 ・効果的な商談に向けて現地半導体関連企業・団体とのネットワークを形成しているか。	20
企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、またそれは効果的か。	10
経費の妥当性	・経費見積額は、積算根拠があり、業務内容と整合がとれているか。	10